

# 第13回口頭弁論期日のご報告

平成30年3月29日  
原発被害救済千葉県弁護士事務局

## 1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

### (1) 弁護団の主張, 提出した証拠

#### ★提出した主な証拠

現地調査報告書, 原告の方々の陳述書

### (2) 被告東京電力の主張, 提出した証拠

#### ★被告東京電力共通準備書面(12)(低線量被ばくによる健康影響と避難の合理性について)

##### ○概要

- ① 原告らは、「低線量被ばくでも健康への影響が生じることを示した最新の研究」として、LSS調査(原爆被ばく者の寿命調査)・チェルノブイリ原発事故後のスウェーデンにおける疫学調査・福島県民健康調査の結果等研究報告を挙げ、年間100ミリシーベルト以下の低線量被ばくによっても、健康影響が生じることが科学的に認識されている、と主張する。

しかし、原告らの主張はLSS14報の趣旨を正解せず、上記疫学調査は低線量被ばくに関する原告らの主張を基礎づけない。福島県民健康調査の結果については、UNSCEARを含む国内外の専門機関が「放射線の影響ではない」との評価を示している。

原告らが引用した上記研究報告は、原告らの主張の根拠とはならない。

- ② 原告らは、今中哲二氏の意見書に基づき、様々な主張をしている。  
しかし、今中氏は、原子力工学の専門家であって、放射線やその健康影響に関する専門家ではない。今中氏の意見書で「私流の方法で見積もってみた」とする各原告らの線量試算も、科学的根拠を欠く独自のものである。

- ③ 本件事故後において、本件事故に由来する放射線物質に汚染された食物等については、原子力安全委員会及び食品安全委員会が定めた規制値に基づき、これを超える場合には摂取制限又は出荷制限の措置が講じられている。そのため、放射性物質に汚染された食物を摂取することによって健康に影響を及ぼすというような事態が生じないように措置がなされた。その結果、福島県内の方々に、健康に影響が及ぶ程度の内部被ばくは現実に生じていない。

政府による避難指示によらない避難について、合理性はない。

原告らが漠然とした不安感を抱いただけでは、慰謝料は発生しない。

#### ★被告東京電力共通準備書面(13)(原告らの慰謝料請求に対する反論(総論))

##### ○概要

- ① 中間指針等に定める避難慰謝料は、避難者の主観的・個別的事情を捨象した「最低限の基準」ではなく、本件事故によって避難等対象者に生ずる被害

状況に基づく精神的苦痛を類型的・包括的に考慮した、「合理的な慰謝料額」である。中間指針等に定める避難慰謝料は、平穏な日常生活の喪失・自宅に帰れない苦痛・避難生活の不便さ・先の見通しがつかない不安など、むしろ避難等対象者の主観的・個別的な事情を考慮している。1人月額10万円を下回る賠償額に留まる場合も、当然あり得るのである。

- ② 平成29年9月22日の千葉地裁判決は、避難生活慰謝料とは別途、ふるさと喪失慰謝料を認めた。

しかし、千葉地裁判決は、中間指針等の定める避難慰謝料を、誤って理解している。中間指針等の定める避難慰謝料は、政府による避難指示によって、避難等対象者が従前暮らしていた生活の本拠や地域コミュニティ等の生活基盤を喪失したこと、将来の不安を感じることに、いずれも賠償の対象となる精神的苦痛として考慮している。帰還困難区域においては、「もう戻れない」状態にあるという規範的評価に基づいて、慰謝料額について避難が長期化する場合の慰謝料において一括評価された場合、以降の避難慰謝料の毎月毎月分はその中に入ってしまうと考えられている。

- ③ 中間指針等は、本件事故の特殊性や本件事故後の状況も踏まえて、客観性に留意しつつも、被害者側の視点を十分に考慮して、主観面と客観面の調和を図り、法的に採りえる範囲で最大限住民の不安に応える形での解決を提示している。

中間指針等に基づき定められた自主的避難等対象者に対する東電公表賠償額には、合理性がある。裁判上も是認されている上、ADR手続においても東電賠償基準に基づく賠償合意が成立しており、賠償額の相当性は社会において広く認められている。

- ④ 中間指針等は、裁判上の救済も視野に入れた賠償規範を定めたものであり、審査会の構成や公開による審議経過、指針の内容の水準からしても、裁判上の解決規範として十分に合理的である。

中間指針等の内容が著しく不合理でない以上、中間指針等は、法規範に準ずる規範として、裁判においても最大限に尊重されるべきものである。そう解することは、原賠法の立法目的にかなうものと、被告東電は強く信ずる。

#### ★被告東京電力共通準備書面(14)(防潮堤に関する東電設計株式会社作成の資料について)

##### ○概要

- ① 原告らは、「被告東電から委託を受けた東電設計株式会社が、2008年4月に、被告東電に対して、敷地全面をO. P+20メートルの防潮堤で囲うような「具体的対策案」を盛り込んだ報告を行っていた」と主張する。
- ② しかし、東電設計は、特定の防潮堤の設置を、具体的な津波対策として、被告東電に提示していない。東電設計は、O. P+20メートルの高さの防潮堤を設置することを念頭に置いていない。あくまで、防潮堤があることを前提にした場合の各地点の津波の高さや挙動を確認することが目的であった。

#### ★求釈明に対する回答書

##### ○概要

- ① 川原修司氏陳述書に添付された「津波Q&A」のうち、Q1・Q2以外のQAが

存在するという事実は、確認されていない。

- ② 川原修司氏陳述書に添付された『三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について(地震調査研究推進本部)』に対する原子力発電所の津波安全性は、各地の原子力発電所ごとに、土木学会の‘津波評価技術’で採用されている領域区分を、長期評価の示した領域区分に形式的に当てはめた資料である。

上記資料の作成日は2002年7月31日～同年8月6日までの間、上記資料を実際に作成した者は不明である。

#### ★提出した主な証拠

放射線の影響に関する文献(公益財団法人放射線影響研究所・同放射線影響協会作成)、政府による本件事故後の食品の摂取制限に関する指示の内容等(原子力災害対策本部作成)、平成23年7月頃に福島県内で野球・サッカーの福島県大会開催を実施したことが分かる文書、原子力損害賠償紛争審査会の議事録、東電設計株式会社作成報告書と添付資料

### (3) 被告国の主張、提出した証拠

#### ★第19準備書面

##### ○概要

- ① 我が国において科学的知見に基づいた専門技術的判断を行う機関は、‘長期評価’を公表した推進本部ではなく、中央防災会議である。

推進本部は、研究目的や方法・成果の活用見通し等に曖昧な点があり、研究開始当初より、防災関係者や研究者等により批判を受けていた。

‘長期評価’は、成熟性の程度が千差万別であると評価されていた。

そのため、推進本部は、‘長期評価’の公表をもって規制や防災対策に直ちに切り入れられるべきものではなく、理学的な成熟性の程度を踏まえ、受け手側において、‘長期評価’の取扱いを十分に検討することを前提に、公表していた。

したがって、‘長期評価’の受け手である国の規制当局が、理学的な成熟性の程度を踏まえ、工学的検討も行った上で、十分に検討し、‘長期評価’の内容を規制に取り入れるか否か、判断しなければならない。

- ② 被告国(保安院)は、‘長期評価の見解’公表直後の平成14年8月、‘長期評価の見解’によっても本件原発の津波に対する安全性が確保されているか否か、‘長期評価の見解’に対する対応方針、‘長期評価の見解’の科学的知見としての成熟性の程度について、被告東電へヒアリングを行った。

これに対して、被告東電は、佐竹教授に問い合わせするなどし、‘長期評価の見解’は理学的な成熟性が低いと判断したため、成熟性の程度に応じて、確率論に基づく安全対策の中で取り入れていく方針であることを、被告国(保安院)へ報告した。被告国(保安院)は、被告東電の上記方針を了承した。

被告国は、理学的な成熟性の程度を踏まえた受け手側での検討を経て、‘長期評価の見解’を取り扱っていた。被告国の対応は、工学的に正当性を有する判断であった。

- ③ 被告国は、津波対策として導かれる結果回避措置として、敷地高さを上回

ることが想定される箇所に、防潮堤・防波堤の設置を主張している。

平成22年12月に設置許可を受けた東通発電所1号機は、津波対策として、防潮堤を設置した。上記被告国の主張と同様の津波対策が、本件事故前、現に実施されていた。

- ④ 被告国には、規制権限不行使の違法はおよそ認められない。被告国が原告らの主張するような規制権限を行使していれば、違法と評価されかねなかった。

被告国の規制権限不行使の違法性を判断するにあたり、「規制権限行使以外の手段による結果回避困難性」を考慮する必要がある。本件では、「長期評価の見解」に対する被告東電の対応は、専門家の意見に依拠した理学的観点からも、正当性・合理性を有するものであった。

これを考慮すれば、被告国の規制権限不行使は、違法でない。

### ★求釈明に対する回答書

#### ○概要

- ① 原告らは、以下の資料を、被告国に対して開示を求めた。
- ㊦ 川原修司氏陳述書に添付された「津波Q&A」
  - ㊧ 川原氏が、2002年8月5日に東北電力より女川原発における「長期評価」に基づく津波地震の想定について、説明を受けた際の資料一式
  - ㊨ 被告国(原子力安全・保安院)が、東北電力女川原発における2002年「長期評価」に基づく津波想定に関して、東北電力から提出を受けた報告書等資料一式
- ② 被告国は、上記㊦～㊨いずれも、保有していない。

### ★提出した主な証拠

山口彰教授(東京大学大学院工学系研究科原子力専攻)の意見書、「長期評価」の取り扱いを慎重に検討する旨記載された報告書等(推進本部政策委員会成果を活かす部会作成)、耐震指針検討分科会地震・地震動ワーキンググループ第7回会合速記録(原子力安全委員会作成)、防潮堤・防波堤等の設置が津波対策として妥当であること等記載された文書(原子力安全・保安院作成)

## 2 弁護団員による提出証拠の概要説明

## 3 今後の裁判の日程

第14回口頭弁論期日 平成30年6月14日(木)午前10時半

第15回口頭弁論期日 平成30年8月30日(木)午後1時半(結審予定日)

※ 千葉地方裁判所601号法廷で行われる予定です。

※ 傍聴席は抽選となる予定ですので、傍聴ご希望の方は、千葉地方裁判所1階ロビーへ、お早めにお越しください。

以 上